年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

函館厚生年金 事案 200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和38年10月10日から39年4月1日まで 私は、A社に二度勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認 したところ、二度目の勤務については、厚生年金保険被保険者資格の 取得日が昭和39年4月1日となっているが、38年10月10日に入社し た。申立期間においても同社に勤務しており、厚生年金保険料も控除 されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者で あったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことがうかがえるものの、入社時期の特定ができない。

また、事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、資料も無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、複数の同僚は、「A社には試用期間があり、当該期間については厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、当該同僚について、当該事業所に入社したとする日と当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることが確認できることから判断すると、当該事業所は従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申

立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。